

【告 示】

【選管公表】

【公安告示】

犯罪被害者等早期援助団体代表者の変更の届出

島根県幸

平成27年1月30日(金)

第 2,669 号

(毎週火・金曜日発行)

http://www.pref.shimane.lg.jp/

(警察本部)

16

目 次	_					
告 示】						
換地計画書の縦覧 (6件)	(農	村	整	備	課)	2
保安林予定森林 (2件)	(森	林	整	備	課)	3
解除予定保安林	(IJ)	4
保安林の指定	(IJ)	4
保安林の指定の解除	(IJ)	5
指定漁船調書の縦覧	(水		産		課)	5
選管公表】						
平成26年12月14日執行衆議院小選挙区選出議員選挙における候補者の選挙運動に						6
関する収支報告書の要旨						

告示

島根県告示第65号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第89条の2第1項の規定により、県営土地改良事業に伴う換地計画を定めたので、同条第4項において準用する同法第87条第5項の規定により次のとおり縦覧に供する。

なお、当該換地計画に不服がある場合は、縦覧期間の満了の日の翌日から起算して15日以内に、島根県知事に対して異議申立てをすることができる。

平成27年1月30日

島根県知事 溝 口 善兵衛

換地計画に係る地区	縦覧に供する書類の名称	縦覧の期間	縦覧の場所
美談地区	換地計画書の写し	告示の日から21日間	出雲市役所

島根県告示第66号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第89条の2第1項の規定により、県営土地改良事業に伴う換地計画を定めたので、同条第4項において準用する同法第87条第5項の規定により次のとおり縦覧に供する。

なお、当該換地計画に不服がある場合は、縦覧期間の満了の日の翌日から起算して15日以内に、島根県知事に対して異議申立てをすることができる。

平成27年1月30日

島根県知事 溝 口 善兵衛

換地計画に係る地区	縦覧に供する書類の名称	縦覧の期間	縦覧の場所
益田地区 (赤松工区)	換地計画書の写し	告示の日から21日間	益田市役所

島根県告示第67号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第89条の2第1項の規定により、県営土地改良事業に伴う換地計画を定めたので、同条第4項において準用する同法第87条第5項の規定により次のとおり縦覧に供する。

なお、当該換地計画に不服がある場合は、縦覧期間の満了の日の翌日から起算して15日以内に、島根県知事に対して異議申立てをすることができる。

平成27年1月30日

島根県知事 溝 口 善兵衛

換地計画に係る地区 縦覧に供する書類の名称		縦覧の期間	縦覧の場所	
雲南北地区 (瀬の谷工区)	換地計画書の写し	告示の日から21日間	雲南市役所	

島根県告示第68号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第89条の2第1項の規定により、県営土地改良事業に伴う換地計画を定めたので、同条第4項において準用する同法第87条第5項の規定により次のとおり縦覧に供する。

なお、当該換地計画に不服がある場合は、縦覧期間の満了の日の翌日から起算して15日以内に、島根県知事に対して異議申立てをすることができる。

平成27年1月30日

島根県知事 溝 口 善兵衛

換地計画に係る地区	縦覧に供する書類の名称	縦覧の期間	縦覧の場所
高津川地区(寺田工区)	換地計画書の写し	告示の日から21日間	津和野町役場

島根県告示第69号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第89条の2第1項の規定により、県営土地改良事業に伴う換地計画を定めたので、同条第4項において準用する同法第87条第5項の規定により次のとおり縦覧に供する。

なお、当該換地計画に不服がある場合は、縦覧期間の満了の日の翌日から起算して15日以内に、島根県知事に対して異議申立てをすることができる。

平成27年1月30日

島根県知事 溝 口 善兵衛

換地計画に係る地区	縦覧に供する書類の名称	縦覧の期間	縦覧の場所
高津川地区 (左鐙工区)	換地計画書の写し	告示の日から21日間	津和野町役場

島根県告示第70号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第89条の2第1項の規定により、県営土地改良事業に伴う換地計画を定めたので、同条第4項において準用する同法第87条第5項の規定により次のとおり縦覧に供する。

なお、当該換地計画に不服がある場合は、縦覧期間の満了の日の翌日から起算して15日以内に、島根県知事に対して異議申立てをすることができる。

平成27年1月30日

島根県知事 溝 口 善兵衛

換地計画に係る地区	縦覧に供する書類の名称	縦覧の期間	縦覧の場所
高津川地区(金色工区)	換地計画書の写し	告示の日から21日間	吉賀町役場

島根県告示第71号

次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けたから、森林法(昭和26年法律第249号)第30条の規定により告示する。

平成27年1月30日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 保安林予定森林の所在場所

益田市美都町都茂92、109-1、114-乙、115、115-1、115続1、115-2、115続2、115-3、118、119-甲、119-甲続1、119-乙、2675から2677まで、2678-甲、2678-乙、2679、2679続1、2680、2680続1、2681-甲、2681-乙、2682、2683、2683-1、2683-2、2684、2684-1、2684-2、2685、2686、2687続1、2688から2690まで、2690-2、2691、2691-1、2692、2692-1、2693、2694、2718、2721、2722、2723-2、2735-丙、2736、2737、2737-1、2737-2、5073、5083-1、5085-1、5087、5088、5092-1、5110、5115-3

2 指定の目的

水源の涵養

- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法

- ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
- イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準 伐期齢以上のものとする。
- ウ 間伐その他特別の場合の伐採に係るものは、次のとおりとする。
- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁及び益田市役所に備え置いて縦覧に供する。)

島根県告示第72号

次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けたから、森林法(昭和26年法律第249号)第30条の規定により告示する。

平成27年1月30日

島根県知事 溝 口 善兵衛

- 保安林予定森林の所在場所 雲南市木次町寺領60-1
- 2 指定の目的 水源の涵養
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐は、択伐による。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準 伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁及び雲南市役所に備え置いて縦覧に供する。)

島根県告示第73号

次の保安林を解除予定保安林としたから、森林法(昭和26年法律第249号)第30条の2第1項の規定により告示する。 平成27年1月30日

島根県知事 溝 口 善兵衛

- 1 解除予定保安林の所在場所
 - 浜田市熱田町1935-3 (次の図に示す部分に限る。)
- 2 保安林として指定された目的

風害の防備

3 解除の理由

道路用地とするため

(「次の図」は、省略し、その図面を島根県庁及び浜田市役所に備え置いて縦覧に供する。)

島根県告示第74号

森林法(昭和26年法律第249号)第25条の2第1項の規定により保安林の指定をするので、同法第33条第6項において 準用する同条第1項の規定により告示する。

平成27年1月30日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 保安林の所在場所

飯石郡飯南町真木943-7 (次の図に示す部分に限る。)

2 指定の目的 水源の涵養

- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

- イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準 伐期齢以上のものとする。
- ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を島根県庁及び飯南町役場に備え置いて縦覧に供 する。)

島根県告示第75号

森林法 (昭和26年法律第249号) 第26条の2第2項の規定により保安林の指定を解除するので、同法第33条第6項にお いて準用する同条第1項の規定により告示する。

平成27年1月30日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 解除に係る保安林の所在場所

大田市朝山町朝倉字竹原1605-2、波根町字大王寺2921-9、2922-3、波根町字谷市2979-8、2979-10

2 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

3 解除の理由

道路用地とするため

島根県告示第76号

漁船損害等補償法施行令(昭和27年政令第68号)第5条第1項の規定により、漁船損害等補償法(昭和27年法律第28 号) 第112条第1項の規定による同意を求めるための事前届出があったので、同令第5条第3項の規定により、届出に係 る指定漁船調書を縦覧に供する。

平成27年1月30日

島根県知事 溝 口 善兵衛

- 1 届出事項
 - (1) 発起人の住所及び氏名

隠岐郡西ノ島町大字浦郷671 井上孝夫

大字美田3501-2 川崎卓也

ッ 大字宇賀1200 柳谷 茂

(2) 加入区

西ノ島町加入区

- (3) 漁船損害等補償法第113条第1項の申出をする漁業協同組合の名称 漁業協同組合 J F しまね
- 2 指定漁船調書の縦覧
 - (1) 縦覧期間

告示の日から15日間

(2) 縦覧場所

漁業協同組合JFしまね

選挙管理委員会公表

島根県選挙管理委員会公表第1号

公職選挙法(昭和25年法律第100号)第192条第1項の規定により、平成26年12月14日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙における候補者の選挙運動に関する収支報告書の要旨を次のとおり公表する。

平成27年1月30日

島根県選挙管理委員会委員長 津 田 和 美

- 1 選挙の種類 平成26年12月14日執行衆議院小選挙区選出議員選挙(島根県第一区)
- 2 公職選挙法の規定による選挙運動に関する支出の金額の制限額(法定選挙運動費用額) 25,439,500円

候補者氏名 上	:代 善雄	候補者届出政党	日本共産生	党			
		又は所属党派			期間	12月1日から	第1回分
出納責任者 石	飛 育久					12月20日まで	
氏 名							
収入					支出		1
主たる寄附					人件費		ОΡ
氏 名					家屋費		50, 000F
団体名		(職業	<u> </u>	寄附額)	選挙事務	 务所費	50, 000F
	,根県東部地区	委員会		115,003円	集合会均		0.5
日本共産党島	,根県委員会			50,000円	通信費		10, 000
					交通費		0
					印刷費		566, 884
					広告費		194 400
					文具費		0
					食糧費		1000 08
					休 泊费		0.1
					雑 費		25. 003F
その他の寄除	ŀ	件		0 円			
その他の収入				0 円			
今回計				165,003円	今回計		926, 287
前回計				円	前回計		َــــــــــــــــــــــــــــــــــــ
総 計				165, 003円	総計		926, 287
					7		
			 項 F			 金	額
		選挙運動用通常到	葉書の作成				257, 040
		ビラの作成					73, 000
支出のうち公	費負担相当額	ポスターの作成					236, 844
		選挙事務所の立材	 札及び看板(の類の作成	;		43, 200
		選挙運動用自動車					151, 200
		個人演説会の立材					0
		IED / VIDA ING A V - A-A-A	計	- 22-211 79	•		761, 284
報告書受理年月		_ <u> </u> =12月26日 第1	回報告分				101, 204

- 1 選挙の種類 平成26年12月14日執行衆議院小選挙区選出議員選挙(島根県第一区)
- 2 公職選挙法の規定による選挙運動に関する支出の金額の制限額(法定選挙運動費用額) 25,439,500円

候補者氏名 糸	田田 博之	候補者届出政党	自由民主党			
		又は所属党派		期間	11月25日から	第1回分
出納責任者 🕏	&田 益實	•			12月26日まで	
氏 名						
収入				支出		
主たる寄附				人件費		2, 169, 100円
氏 名				家屋費		643, 127円
団体名		(職 業) (寄附額)	選挙事務	务所費	514, 607円
自由民主党	島根県第一選挙区	支部	5,000,000円	集合会場		100 500⊞
				通信費		0 円
				交通費		96. 844円
				印刷費		2,091,372円
				広告費		1, 163, 268円
				文具費		81, 117円
				食糧費		285 867円
				休泊費		46, 020円
				雑費		209, 125円
				222		
その他の寄り	(1	件	0 円			
その他の収え			0円			
				스미크		6 70E 040III
今回計 前回計			5,000,000円	今回計		6, 785, 840円
				前回計		円 705 040円
総 			5,000,000円	総計		6, 785, 840円
			項 目			額
		選挙運動用通常剪				198, 100円
		 ビラの作成				462,700円
支出のうち公	·費負担相当額	ポスターの作成				1, 167, 974円
. ,			 L及び看板の類の作成	;		266, 940円
			車等の立札及び看板の			0円
			L及び看板の類の作成			0円
		,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,	計	-		2,095,714円
報告書受理年月	月日 平成26年1	19月97日				-,,, -111

- 1 選挙の種類 平成26年12月14日執行衆議院小選挙区選出議員選挙(島根県第一区)
- 2 公職選挙法の規定による選挙運動に関する支出の金額の制限額(法定選挙運動費用額) 25,439,500円

候補者氏名 糸	田田 博之	候補者届出政党	自由民主党			
		又は所属党派		期間	1月6日から	第2回分
出納責任者	金田 益實				1月6日まで	
氏 名						
収入				支出		·
主たる寄附				人件費		0 円
〔氏 名〕				家屋費		0 円
団体名		(職業	(寄附額)	選挙事務		0円
				集合会場		0円
				通信費		82, 213円
				交通費		0円
				印刷費		0円
				広告費		0 円
				文具費		0円
				食糧費		О.Ш
				休泊費		0. Ξ
				雑費		0 Π
				1 222		
その他の寄	付	件	0 円			
その他の収え	 ∖		0円			
今回計			0円	今回計		82, 213 <u>F</u>
前回計			5,000,000円	前回計		6, 785, 840円
総計			5,000,000円	総 計		6, 868, 053円
			項 目		金	額
		選挙運動用通常到				0円
		ビラの作成	K			0円
支出のうちな	、費負担相当額	ポスターの作成				0円
		選挙事務所の立村	1.及び看板の類の作成	Ž		0円
		選挙運動用自動車	車等の立札及び看板の	類の作成		0円
		個人演説会の立村	 L及び看板の類の作成	Ż		0円
			計			0円

- 1 選挙の種類 平成26年12月14日執行衆議院小選挙区選出議員選挙(島根県第一区)
- 2 公職選挙法の規定による選挙運動に関する支出の金額の制限額(法定選挙運動費用額) 25,439,500円

候補者氏名	和田 章一郎	候補者届出政党	民主党			
		又は所属党派		期間	11月28日から	第1回分
出納責任者	内田 敬				12月25日まで	
氏 名						
収入				支出		
主たる寄門	付			人件費		331, 250円
氏 名				家屋費		110, 176円
団体名		(職業	(寄附額)	選挙事務	务 所費	56, 700円
民主党			5,000,000円	集合会均	場費	53, 476円
				通信費		25,000円
				交通費		0円
				印刷費		2,547,300円
				広告費		722, 844円
				文具費		0円
				食糧費		251,616円
				休泊費		0円
				雑費		134, 311円
その他の智		件	0円			
その他の順	又入		0 🖽			
今回計			5,000,000円	今回計		4, 122, 497円
前回計			円	前回計		円
総計			5,000,000円	総計		4, 122, 497円
			項目		金	額
		選挙運動用通常	薬書の作成			203, 040円
		ビラの作成				511,000円
支出のうち	公費負担相当額	ポスターの作成				770,000円
		選挙事務所の立村	 L及び看板の類の作成	Ì		160, 164円
		選挙運動用自動車	車等の立札及び看板の	類の作成		202, 192円
		個人演説会の立材	 L及び看板の類の作成	,		81,000円
			計			1,927,396円
報告書受理年	F月日 平成26年:		回報告分			

- 1 選挙の種類 平成26年12月14日執行衆議院小選挙区選出議員選挙(島根県第一区)
- 2 公職選挙法の規定による選挙運動に関する支出の金額の制限額(法定選挙運動費用額) 25,439,500円

候補者氏名	和田 章一郎	候補者届出政党	民主党			
		又は所属党派		期間	1月14日から	第2回分
出納責任者	内田 敬				1月16日まで	
氏 名						
収入				支出		
主たる寄り	付			人件費		0 円
氏名				家屋費		603, 720円
団体名	J	(職 業	(寄附額)	選挙事	务所費	603, 720円
				集合会均		0円
				通信費		0円
				交通費		0 円
				印刷費		137,000円
				広告費		500, 796円
				文具費		0円
				食糧費		0円
				休泊費		0 円
				雑費		50,000円
その他の智	 寄附	件	0円			
その他の中	 汉入		0 Ш			
今回計			0円	今回計		1, 291, 516円
前回計			5,000,000円	前回計		4, 122, 497円
総計			5,000,000円	総計		5, 414, 013円
					 金	額
		選挙運動用通常到				0円
		ビラの作成				0円
支出のうち	公費負担相当額	ポスターの作成				0円
		選挙事務所の立材	- L及び看板の類の作成	Ì		0円
		選挙運動用自動車	車等の立札及び看板の	類の作成		0円
		個人演説会の立材		Ì		0円
			計			0円
報告書受理學	平月日 平成27年	1月19日 第2	回報告分			

- 1 選挙の種類 平成26年12月14日執行衆議院小選挙区選出議員選挙(島根県第二区)
- 2 公職選挙法の規定による選挙運動に関する支出の金額の制限額(法定選挙運動費用額) 23,661,700円

候補者氏名 向]瀬 慎一	候補者届出政党	日本共產					
		又は所属党派			期間	12月1日から	第1回分	
出納責任者 高	見 俊明					12月15日まで		
氏 名								
収入					支出			
主たる寄附					人件費		79,000円	
氏 名					家屋費		50,000円	
団体名		(職 業	<u>(</u>)	(寄附額)	選挙事務	 務所費	50,000円	
日本共産党島		秦 員会		103,550円	集合会場	易費 	0円	
日本共産党島		泽 員会		86, 986円	通信費		10,000円	
					交通費		0円	
					印刷費		705, 440 <u>F</u>	
					広告費		136, 076円	
					文具費		0 🖽	
					食糧費		20, 550⊞	
					休泊費		27. 350⊞	
					雑費		20,000円	
その他の寄除	ţ	4件		79,000円				
その他の収入				0円				
今回計				269, 536円	今回計		1, 048, 416円	
前回計				円	前回計		 円	
総 計				269, 536円	総 計		1, 048, 416円	
			項	目		金	額	
		選挙運動用通常	葉書の作品	ķ.			257, 040円	
ビラの作成							146,000円	
支出のうち公	費負担相当額	ポスターの作成					302, 400円	
選挙事務所の立札及び看板の類							0円	
		選挙運動用自動車					73, 440 F	
	個人演説会の立札及び看板の類の作成							
計							778, 880 F	
報告書受理年月	日 平成26年	12月26日 第 1	回報告分				, 1	

- 1 選挙の種類 平成26年12月14日執行衆議院小選挙区選出議員選挙(島根県第二区)
- 2 公職選挙法の規定による選挙運動に関する支出の金額の制限額(法定選挙運動費用額) 23,661,700円

候補者氏名	山本 誉	候補者届出政党	社会民主党				
		又は所属党派		期間	11月25日から	第1回分	
出納責任者	古川 忠光				12月16日まで		
氏 名							
収入				支出			
主たる寄	付			人件費		360,000円	
氏 名				家屋費		174, 570円	
団体名		(職 業) (寄附額)	選挙事務	务 所費	150,000円	
社会民主党	总島根県連合		1,500,000円	集合会場	場費	24,570円	
社会民主党	党浜田総支部		200,000円	通信費		50,000円	
				交通費		7, 204円	
				印刷費		1,661,200円	
				広告費		314, 269円	
				文具費		10,851円	
				食糧費		40,318円	
				休泊費		34, 020円	
				雑費		126, 578円	
その他の智		件	0 円				
その他の中	又入		0円				
今回計			1,700,000円	今回計		2,779,010円	
前回計			円	前回計		円	
総計			1,700,000円	総計		2,779,010円	
			項目		金	額	
		選挙運動用通常剪	善			262, 500円	
		ビラの作成			462,700円		
支出のうち	公費負担相当額	ポスターの作成				882,000円	
		選挙事務所の立构	37		37,800円		
		選挙運動用自動耳	- 車等の立札及び看板の	類の作成		47, 520円	
		個人演説会の立材	 L及び看板の類の作成	,		33, 750円	
			計			1,726,270円	
報告書受理學	F月日 平成26年1	L 12月26日 第 1	回報告分				

- 1 選挙の種類 平成26年12月14日執行衆議院小選挙区選出議員選挙(島根県第二区)
- 2 公職選挙法の規定による選挙運動に関する支出の金額の制限額(法定選挙運動費用額) 23,661,700円

候補者氏名 欠	扩下	豆	候補者届出政党	自由自	上主党				
			又は所属党派			期間	11月22日から	第1回分	
出納責任者 与	津	徹男	•				12月22日まで		
氏 名									
収入						支出		•	
主たる寄附						人件費		1,636,000円	
〔氏 名〕						家屋費		527, 340円	
団体名			(職 業	<u>(</u>)	(寄附額)	選挙事務	务所費	527, 340円	
竹下 亘			選挙区支部	長	2,000,000円	集合会均		0 🗆	
自由民主党島	島根県	第二選挙区			5,000,000円	通信費		132, 755₽	
						交通費		0 P	
						印刷費		1, 287, 360円	
						広告費		1, 209, 938日	
						文具費		310, 624₽	
						食糧費		216 769₽	
						休泊費		443.489	
						雑費		938, 549₽	
その他の寄附	计		件		0 円				
その他の収入	 \				0円				
今回計					7,000,000円	今回計		6, 702, 824₽	
前回計					円	前回計		P	
総 計					7, 000, 000円	総 計		6, 702, 824	
				項	目			額	
			選挙運動用通常芽	葉書の作				175, 000₽	
ビラの作成							259, 000 🖰		
支出のうち公費負担相当額			ポスターの作成					632, 500₽	
			選挙事務所の立札及び看板の類の作成					160, 164	
			選挙運動用自動車					64, 800₽	
				L及び看板の類の作成			140, 400		
計							1, 431, 864		
報告書受理年月	1 1	平成26年1	2月20日	回報告				, , , 1	

- 1 選挙の種類 平成26年12月14日執行衆議院小選挙区選出議員選挙(島根県第二区)
- 2 公職選挙法の規定による選挙運動に関する支出の金額の制限額(法定選挙運動費用額) 23,661,700円

候補者氏名	竹下	豆	候補者届出政党	自由民主党				
			又は所属党派		期間	1月5日から	第2回分	
出納責任者	宇津	徹男			1	1月5日まで		
氏 名								
収入	ı				支出			
主たる寄り	付				人件費		0円	
氏 名)				家屋費		38,885円	
団体名			(職業) (寄附額)	選挙事	· 務所費	38,885円	
	,				集合会均		0円	
					通信費		0円	
					交通費		0 円	
					印刷費		0 円	
					広告費		0円	
					文具費		0円	
					食糧費		0円	
					休泊費		0円	
					維費		0円	
その他の智	 寄附		件	0円				
その他の中	又入			0円				
今回計				0円	今回計		38,885円	
前回計				7,000,000円			6,702,824円	
総 				7,000,000円	総計		6,741,709円	
				項 目		金	額	
選挙運動用				薬書の作成			0円	
支出のうち公費負担相当額			ビラの作成				0円	
			ポスターの作成				0円	
			選挙事務所の立札及び看板の類の作成			0円		
			選挙運動用自動車	車等の立札及び看板の	り類の作成		0円	
			個人演説会の立村	L及び看板の類の作品	0円			
計							0円	
				ПI			01	

公 安 委 員 会 告 示

島根県公安委員会告示第12号

犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律(昭和55年法律第36号)第23条第1項の規定により指定を受けた犯罪被害者等早期援助団体から、犯罪被害者等早期援助団体に関する規則(平成14年国家公安委員会規則第1号)第3条第1項の規定により、次のとおり代表者の氏名を変更する旨の届出があったので、同条第3項の規定により告示する。

平成27年1月30日

島根県公安委員会委員長 秦 潔

名 称	変更後の代表者の氏名	変更年月日
一般社団法人島根被害者サポートセンター	岡村 弘	平成27年1月13日